

賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第65号は予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第66号 平成17年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。議案第66号の1件について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第66号は予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第67号 平成17年度長井市介護保険特別会計補正予算第1号の1件について採決いたします。議案第67号の1件について、予算特別委員長の報告は原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第67号は予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

### 委員会付託の省略について

○大沼 久議長 ここでお諮りいたします。

これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審査願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

### 日程第12 議案第68号 市道路線の認定について

○大沼 久議長 それでは、日程第12、議案第68号 市道路線の認定についての1件を議題いたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 議案第68号 市道路線の認定についてご説明を申し上げます。

本案は、道路の完成により市道として維持管理が必要となっております道路1路線を認定いたすため、ご提案申し上げるものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので討論を終結し、採決いたします。

議案第68号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり決定いたしました。

### 日程第13 議案第69号 長井市教育委員会委員の任命について

○大沼 久議長 次に、日程第13、議案第69号  
長井市教育委員会委員の任命についての1件を  
議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 議案第69号 長井市教育委員会  
委員の任命についてご説明を申し上げます。

本案は、平成17年9月30日をもって任期満了  
となる教育委員会委員の後任者として、竹田喜  
博氏を任命いたしたく、ご提案申し上げるもの  
でございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上  
げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論  
を省略し、直ちに採決いたします。

それでは、議案第69号の1件について、原案  
に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案に同意することに  
決定いたしました。

#### 日程第14 議案第70号 市政功 労者の表彰について外2件

○大沼 久議長 次に、日程第14、議案第70号  
市政功労者の表彰についてから日程第16、議案  
第72号 市政功労者の表彰についてまでの以上  
3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 議案第70号から議案第72号まで

の3議案についてご説明を申し上げます。

これらは、いずれも市政功労者の表彰につい  
てでございます。議案第70号では、長年にわ  
たり長井市交通安全母の会の会長として交通安  
全啓発活動、会の育成強化に力を尽くされ、交  
通事故のない安全なまちづくりに多大な貢献を  
されました大平まささんを、長井市表彰条例第  
2条第1項第4号の規定に該当する市政功労者  
として、議案第71号では、長年にわたり舟場地  
区長を初め長井市地区長連合会会長などを歴任  
され、地区と行政のパイプ役、まちづくりの指  
導者として、住民参加による地方自治の発展に  
多大な貢献をされた松木幸蔵さんを、同条例第  
2条第1項第1号の規定に該当する市政功労者  
として、議案第72号では、農業委員会委員とし  
て7期21年間にわたり地域農業の活性化と農業  
経営の安定化、農業従事者の地位向上に力を尽  
くされ、本市の農業行政の伸展に貢献された本  
石榮次さんを、同条例第2条第1項第1号の規  
定に該当する市政功労者として、それぞれ表彰  
いたしたく、ご提案申し上げるものでございま  
す。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上  
げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論  
は省略し、順次採決いたします。

まず、議案第70号の1件について、原案に同  
意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第70号は原案に同意することに  
決定いたしました。

次に、議案第71号の1件について、原案に同  
意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第71号は原案に同意することに

決定いたしました。

次に、議案第72号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、議案第72号は原案に同意することに決定いたしました。

### 日程第17 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて外1件

○大沼 久議長 次に、日程第17、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第18、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての以上2件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

目黒栄樹市長。

(目黒栄樹市長登壇)

○目黒栄樹市長 諮問第1号及び諮問第2号についてご説明を申し上げます。

本2件は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

諮問第1号では、12月31日をもって任期満了となります布施みささんを改めて推薦いたすため、諮問第2号では、同じく12月31日をもって任期満了となります大沼美智子さんの後任として、石山泰子さんを推薦いたすためご提案申し上げますのでございます。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

本案は、人事案件でありますので、質疑討論は省略し、順次採決いたします。

まず、諮問第1号の1件について、原案に同

意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は原案に同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号の1件について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は原案に同意することに決定いたしました。

### 日程第19 議会案第12号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について

○大沼 久議長 次に、日程第19、議会案第12号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号7番、町田義昭議員。

(7番町田義昭議員登壇)

○7番 町田義昭議員 提案者、賛成者を代表し、議会案第12号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出についてご説明申し上げます。

道路は、市民生活と地域産業活動を支え、市内外の交通、連帯を担う重要な社会基盤であります。魅力ある都市環境を構築するために、道路ネットワークを整備し、生活に密着した快適で安全な道路整備は市民の強い要望であり、他地域と連携しながら自立した地域づくりを行っていくためには一層の整備促進が必要であります。

しかし、東北地方は大都市圏に比べ、地方における道路網の整備はまだ未整備・未改良の区間が多く、地域間の均衡な振興を図る上で

の道路整備の促進が緊急かつ重要な課題となっております。そのため、地方の実情を十分踏まえ、受益者負担の原則に基づく道路特定財源制度を堅持し、今後とも確実に財源を確保し、地方の道路整備を一層促進することを強く求めるため、政府関係機関に意見書を提出いたすものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議会案第12号の1件について、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので討論を終結し、採決いたします。

議会案第12号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会案第12号は原案のとおり決定いたしました。

## 日程第20 議会案第13号 市町村合併問題検討特別委員会の廃止について

○大沼 久議長 次に、日程第20、議会案第13号市町村合併問題検討特別委員会の廃止についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議席番号5番、佐々木謙二議員。

(5番佐々木謙二議員登壇)

○5番 佐々木謙二議員 議会案第13号 市町村合併問題検討特別委員会の廃止について、ご説明申し上げます。

本特別委員会は、平成15年6月23日に設置され、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、近隣市町との合併を視野に入れて調査検討をしてきましたが、特例法の期限内での合併実現には至りませんでした。

このため、本特別委員会では平成16年12月に議会に対して中間報告を行い、今後の状況変化に迅速に対応するために特別委員会は継続するとしてきましたが、本年4月1日に新たに「市町村の合併の特例等に関する法律」いわゆる新法が施行され、これに基づく基本指針では、都道府県知事に合併協議推進勧告などの権限を付与するなど、自主的といいながらも都道府県知事が重要な役割を果たすものとなっています。このような基本指針のもとで、市町村が独自に合併に関して調査研究を続けることには限度があり、県の合併の推進に関する構想が示された時点で、再度特別委員会を立ち上げて検討することが妥当であると考えます。

以上により、市町村合併問題検討特別委員会は、一たん廃止すべきものと考え、提案するものであります。

よろしくご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○大沼 久議長 提案者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議会案第13号の1件について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご意見もないので討論を終結し、

採決いたします。

議会案第13号は原案のとおり決するにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、議会案第13号は原案のとおり決定い  
たしました。

最後にお諮りいたします。

本定例会において議決されました議案の中で、  
条、項、字句、数字、その他整理を要するもの  
については、会議規則第43条の規定によりその  
整理を議長に一任願いたいと思いますが、これ  
にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。

よって、整理を要するものについてはその整  
理を議長に一任することに決定いたしました。

## 閉 会

○大沼 久議長 これをもって平成17年第4回長  
井市議会定例会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

午前11時37分 閉会

会議録署名議員

議 長 大 沼 久

8 番 鳥 谷 政 一

9 番 蒲 生 光 男

10番 渋 谷 佐 輔